

府中市低入札価格調査制度運営要綱

平成11年11月1日制定	平成14年4月1日一部改正
平成14年6月17日一部改正	平成17年3月31日一部改正
平成19年3月30日一部改正	平成19年11月2日一部改正
平成21年3月30日一部改正	平成22年12月13日一部改正
平成23年4月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成25年12月20日一部改正	平成26年4月1日一部改正
平成26年7月1日一部改正	平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正	平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正	令和5年4月1日一部改正
令和8年4月1日一部改正	

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）の適用を受ける建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調査基準価格 第4条の規定により設定した価格
- (2) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格の入札
- (3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者
- (4) 低入札価格調査 第9条の規定により行う調査
- (5) 総合評価落札方式 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、市長が別に定める請負対象設計金額以上の工事及び総合評価落札方式の対象となる工事で、入札に付するものに適用する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、低入札価格調査制度によらないことができるものとする。

(調査基準価格の決定)

第4条 市長は、前条に規定する工事に係る入札について、予定価格の100分の75以上100分の92以下の範囲内で別に定める算定式により、調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、入札公告その他適切な方法により、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても調査の結果、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取（調査）に協力しなければならないこと。
- (5) 低価格入札者が契約者となった場合、第13条に規定する措置を講じること。

（入札の執行）

第6条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで、入札者に対して「保留」を宣言し、調査のうえ、後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。

（低入札価格調査報告書等の提出）

第7条 低価格入札者又は低価格入札者となることが見込まれる者（以下「低価格入札者等」という。）は市の請求により、指定する期限までに低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び次の各号に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低入札価格調査報告書等の全部若しくは一部を提出しない場合又は提出した書類が次の各号の内容を満たしていない場合、次条に規定する調査対象者の行った入札は無効とする。

- (1) 当該工事において低価格入札を行った理由を記載したもの
- (2) 入札価格の内訳書の根拠となる積算資料（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、それぞれに係る各項目をすべて積上げ計上し、それを記載したものとし、そのうち共通仮設費については、積上げ分と率分とをそれぞれ分けて記載したものとする。なお、積算に係る単価表は必須とする。）
- (3) 当該工事の施工計画書のうち、安全管理に関する部分
- (4) 配置予定補助者の資格・経験（請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に限る。）

2 低価格入札者等はその低価格入札を行った理由に応じ、前項の低入札価格調査報告書等に次の各号に掲げる項目に関する資料を追加することができる。

- (1) 手持ち工事の状況
- (2) 契約対象工事個所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連
- (3) 手持ち資材の状況
- (4) 資材購入先一覧
- (5) 手持ち機械の状況
- (6) 労務者の確保計画
- (7) 工種別労務者配置計画
- (8) その他の事情

（調査対象者）

第8条 低価格入札のうち最低の価格で入札を行った者を調査対象者とする。ただし、総合評価落札方式を適用する工事においては、あらかじめ最低の価格をもって申込をした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

2 低価格入札が複数ある場合は、最低の価格の者について調査を行うものとする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、引き続き他の低価格入札者の中から入札価格の低い順に同様に調査を行うものとする。

(調査の実施)

第9条 第6条に規定する保留の場合は、調査班を設け調査を行う。

2 調査班は、建設部長を班長とし、設計担当課長、監理課長及び関係職員をもって充てる。

3 調査は、当該契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるか否か又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるか否かを具体的に判断するため、当該調査対象者から提出された低入札価格調査報告書等について請負対象設計金額の内訳と比較し、別紙「適正な履行確保の基準」(以下「基準」という。)を満たしているかどうか調査するものとする。

4 請負対象設計金額の内訳と比較し、必要があると認めるものについては、当該調査対象者に対し、次に掲げる事項に留意しながら調査をするものとする。

(1) 対象工事付近における手持ち工事の状況(別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。)

(2) 対象工事に関連する手持ち工事の状況(別途関連工事の間接費等の調整の有無に留意すること。)

(3) 対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)

(4) 手持ち資材の状況

(5) 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係

(6) 手持ち機械の状況

(7) 建設作業従事者の具体的供給見通し

(8) 当該工事において低価格入札者が予定する施工計画の内容(安全管理に関するもの)

(9) その他工事の特殊性等により調査が必要と認められる事項

5 前4項の調査を行ったにもかかわらず、必要があると認められる低価格入札については、当該調査対象者に対し、別途次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 経営状況(取引金融機関及び保証会社等への照会)

(2) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金未払の状況、下請代金の支払遅延状況等)

(3) 過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事の工事名、

契約締結年月日、工事完成年月日及び成績状況

(4) その他必要な事項

- 6 前5項に規定する調査に基づき、低入札価格調査表（別記様式第2号）を作成するものとする。
- 7 調査対象者は、辞退届を提出することにより、低入札調査の辞退を申し出ることができる。この場合においては、前項に規定する資料の提出は求めないものとし、当該調査対象者の入札は無効とする。
- 8 調査の結果、基準を満たさないことが明らかになったときは、当該調査対象者について、令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めるものとする。
- 9 監理課長は、調査結果を基に、低入札価格調査結果表（別記様式第3号）を作成するものとする。

(組織)

第10条 前条の調査の結果を審議するため、府中市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副市長を委員長とし、委員は、建設部長、都市デザイン課長、土木課長、下水道課長、農林課長及び監理課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、建設部長がその職務を代理又は代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて関係職員を委員に任命することができる。

(調査結果の審議等)

第11条 委員会は、第9条の調査結果に基づき最低価格入札者を落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）とするか否かを審議する。

- 2 委員会で審議した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれ又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると判断したときは、最低価格入札者を落札者等とせず、次の各号に定めるところにより、落札者等の決定を行う。

第12条 市長は、委員会の議を経て、落札者等と決定された者に対してその旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第13条 市長は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次に掲げる措置を実施するものとする。

- (1) 契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 府中市建設工事執行規則第60条第1項の規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 契約不適合責任の存続区間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（設備機

器本体等の契約不適合のうち、市長の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合である場合にあっては、2年)以内とする。

- (4) 前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (5) 現場代理人の常駐規定の緩和は適用されないものとする。
- (6) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者(以下「低入札技術者」という。)を専任で1名配置しなければならないものとする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件(直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。)と同一とする。
- (7) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることはできない。
- (8) 当該工事が完了し、市が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の市発注の工事等に関する入札に参加することを認めない。

(総合評価落札方式の対象とならない工事に準用)

第14条 総合評価落札方式の競争入札を行う場合において、第1条中「第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低の価格」とあるのは「第167条の10の2第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なもの」と、第5条第3号中「最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって最も有利な者」と、第8条第1項中「最低の価格で入札を行った者」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって最も有利な者」と、同条第2項中「入札価格の低い順」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって有利な順」と、第9条第7項中「令第167条の10第1項」とあるのは「第167条の10の2第2項」と、第11条中「最低制限価格者」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって最も有利な者」と、同条第2項中「最低の価格をもって入札した者」とあるのは「価格その他の条件が本市にとって最も有利な者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、建設部監理課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にした一般競争入札の公告に係る工事は、なお従前の例による。

適正な履行確保の基準

低入札価格調査（以下「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適當であるかどうかの判断を行うための基準について、次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準の全てを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 主観的判断基準

- (1) 調査に際し、誠実で協力的であること。
- (2) 内訳書の根拠となる積算資料及び施工計画書等から、安全で適正な施工か不可能と判断できる特段の事情がないこと。
- (3) その他企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果でないと判断できる特段の事情がないこと。

2 客観的判断基準

- (1) 当該入札の日から過去2年間に完了した工事において、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。ただし、低価格入札により受注した市発注工事に関してなされたものに限る。
- (2) 監理技術者又は主任技術者の補助をする技術者の配置を求める工事において当該技術者は、入札参加資格要件に定める監理技術者又は主任技術者の要件を満たしていること。
- (3) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。
- (4) 労務費は法定賃金を満たしていること。
- (5) 共通仮設費率分には、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。
なお、建築工事及び設備工事の場合にあつては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。
- (6) 現場管理費には、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されていること。
- (7) 入札金額が、失格基準価格以上であること。なお、次に掲げる額の合計額を失格基準価格とする。

ア 市が積算した直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）に10分の9を乗じて得た額

- イ 市が積算した共通仮設費率分に10分の8を乗じて得た額
- ウ 市が積算した現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- エ 市が積算した一般管理費等に10分の3を乗じて得た額

ただし、建築関連工事については、直接工事費の額は建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、建築関連工事（昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事を除く。）の場合は、直接工事費の額の10分の1とし、昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、直接工事費の額の10分の2とする。

- (8) 次表に掲げる聞き取り調査基準をすべて満たしていること（積算資料に記載されるべき内容がこれらの条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。）。ただし、満たしていない項目があっても、聞き取り調査等により適正な履行が確保できると判断できた場合は、この限りではない。

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築積算基準」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。したがって、積算の内訳はこれに従って作成されたものでなければならない。

聞き取り調査基準

○次の工事費内訳ごとに市が積算した費用以上であること

- ① 直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）は、市が積算した直接経費（直接工事費＋共通仮設費積上分）の90%以上であること。
 - ② 共通仮設费率分は、市が積算した共通仮設费率分の80%以上であること。
 - ③ 現場管理費は、市が積算した現場管理費の80%以上であること。
 - ④ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。
- ※ 聞き取り調査基準を満たしていない場合は、聞き取り調査を行い、適否を判断する。

失格基準価格及び聞き取り調査基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については次のとおりとする。

工事の種類	工事費内訳				
	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費	一般管理費等
建築工事及び設備工事 以外の工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費	一般管理費等
建築工事（建築機械設備、 建築電気設備を含む。）	直接工事費×0.9	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費＋直接工事費×0.1	一般管理費等
建築工事（昇降機設備 工事その他の製造部門 を持つ専門工事業者を 対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等